

十日町市人材確保支援事業補助金交付要綱

平成27年11月10日

十日町市告示第509号

(趣旨)

第1条 この告示は、市における若者の就労や創業を支援することを目的に、中小企業者等が実施するインターンシップ又は就職試験の参加者が要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 中小企業者等が市内で実施する就業体験をいう。
- (2) 就職試験 個人を正規雇用（雇用する者と雇用される者との継続的な雇用関係において、雇用される者が雇用する者の元で、常勤で従事し、定年まで等期間を定めない雇用形態をいう。）するために中小企業者等が市内で実施する就職試験をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人及び学校法人のうち、市内に事業所を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、インターンシップ又は就職試験に参加するため、市外から市内に移動を伴う者とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、1人につき、補助対象事業の申請は各1回限りとする。

- (1) インターンシップ
- (2) 就職試験（最終試験であって、当該試験により内定を受けたものに限る。）

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の限度の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」と

いう。) から当該交付決定日の属する年度の3月31日までの間とする。ただし、市長が特段の事情があると認めるときは、交付決定日の属する年度内に限って当該交付決定日の前に補助対象事業を行うことができる。

(交付の条件)

第7条 この補助金は、補助対象事業を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、事業の成果に関する報告及び事業に関する調査に協力することを条件として交付するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、人材確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を次の各号に掲げる次行ごとに当該各号に定める時期に、市長に提出しなければならない。

- (1) インターンシップ 事業の実施前
- (2) 就職試験 正規雇用としての採用が内定した後市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前項の規定による申請があった場合は、書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請を行った者に対し、人材確保支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(中止等の申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、事業を中止し、若しくは廃止し、又はその内容を変更しようとするときは、人材確保支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)又は人材確保支援事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(中止等の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類等を審査し、承認するときは、補助決定者に対し、人材確保支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)又は人材確保支援事業変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第12条 補助決定者は、事業が完了したときは、速やかに人材確保支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、書類等を審査し、適

当と認めるときは、補助決定者に対し、人材確保支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助金の額を通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるとき、又は補助対象期間中に違法な行為を行ったと認めるときは、補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、市長は、人材確保支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて人材確保支援事業補助金返還命令書（様式第10号）によりその返還を求めるものとする。ただし、災害等の特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（延滞金）

第16条 補助金の返還を求められた者は、納期限までに返還金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については当該納付金額を控除した額）100円につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年十日町市告示第180号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の十日町市インターンシップ等受入促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成30年十日町市告示第57号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の十日町市人材確保支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助金の交付の対象となる経費	インターンシップ又は就職試験への参加者が負担する次の経費（インターンシップ又は就職試験を実施する中小企業等が旅費若しくは宿泊費の一部を負担した場合又は他の公的な補助金等の交付があった場合は、当該金額を除いた経費を対象とする。） 1 旅費 2 宿泊費
補助率	10/10（ただし、1,000円未満切り捨て）